

宮代町議会議員政治倫理条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、町民の疑惑の念を生じさせないため、議員、その配偶者、当該議員の2親等以内の親族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的な支配力を及ぼしている企業が、町との請負契約、下請工事、物品の納付、若しくは業務の委託に係る契約をしないよう、又は、契約を辞退するよう必要な措置を講じなければならない。<u>ただし、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、町民の疑惑の念を生じさせないため、議員、その配偶者、当該議員の2親等以内の親族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的な支配力を及ぼしている企業が、町との請負契約、下請工事、物品の納付、若しくは業務の委託に係る契約をしないよう、又は、契約を辞退するよう必要な措置を講じなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>